

「新型コロナウイルス感染症対応建設BCPガイドライン—感染症への対応の実際を踏まえて—」の発行について

一般社団法人日本建設業連合会 災害対策委員会 事務局

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、初めて報告されてから1年を経過し、2021年1月に世界全体の感染者数が約1億人となり、世界の中で最大の感染国である米国では感染率が8%となっています。我が国の感染率は0.3%と低い状況にあります。昨年からの欧州での再拡大、感染力が強い変異株の報告、感染者数の急増、対応できる医療体制の逼迫等から、1月7日に1都3県を対象に再度の緊急事態が宣言され、更に関西などに対象が拡大されました。

一方、ワクチン開発、生産が進められ、一部の国では接種が始まり、我が国では2月に接種が開始されましたが、広く接種がなされ、集団免疫を獲得するまでには相当の期間を要すると言われています。

この中で建設業は、引き続きコロナの中で業務を行うこと、経営資源である人の安全を確保しながら、働く場の衛生を管理し、資材等を調達していくことが求められています。

(一社)日本建設業連合会(以下、「日建連」という)では、これまで震災対応及び新型インフルエンザに備えた建設会社の事業継続計画策定のためのガイドラインを発行してきました。この度、2020年当初からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえ、7月に災害対策委員会にワーキンググループ(座長:大岩男也、鹿島建設株)

を設置し、昨年秋頃までの対応を踏まえ、標記のガイドラインを発行しました。詳細は、日建連のホームページに掲載してありますが、ここでは背景・目的、特徴などを紹介します。

2 ガイドライン策定の背景・目的

新型コロナウイルス感染症は、現代社会で初めて経験する世界規模の感染症であり、治療法の確立、ワクチンの開発・流通まで時間を要することから、再拡大への懸念の中で経済活動を行うことが求められています。

このような状況の中、特に建設業は社会資本・経済活動の基盤、生活の基盤となる施設の維持・整備を担う者として、感染予防対策、感染者発生時の対応を適切に行い、「ウィズコロナ」の中で事業を継続することが必要です。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、各社が様々な試行錯誤を繰り返しながら対応してきており、その中でブラッシュアップされたノウハウが個々の会社に蓄積されています。

このため、この感染症が再拡大しても会員各社が効果的に対応できるよう、各社に蓄積されたノウハウを集積・整理し「新型コロナウイルス感染症対応 建設BCPガイドライン」として、会員各社が感染症BCPを作成する際の参考となるよう取りまとめたものです。

3 特徴

本ガイドラインは、抽象論を避け、実際・具体的な内容としています（図1）。記載されている内容は、会社名を伏していますが、いずれかの会社での実際の行動に基づくものです。また、今後の参考となるのは、「今般の新型コロナウイルス感染症について、社会がどのような動きをしたときに、建設業がどのような対応をしたのか」であるとの観点から、「社会全般の動きと建設業界の対応」を時系列的に詳しく記載しています（表1）。作業所対応、感染者発生時の対応の実務等については特に具体性を重視し、実際に使用されたチェックリストやポスターの画像などを示しています。

表1 ガイドラインの構成と各章の概要

第1章	新型コロナウイルスとは 新型コロナウイルスの概要、引き起こす症状、感染経路等の基礎事項について解説。
第2章	事業継続検討の前提 一般的な感染症にかかるBCPの考え方のほか、感染症に関する法令について解説（新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）及び検疫法）。初めての運用である緊急事態宣言や外出自粛要請等について解説。
第3章	新型コロナウイルス感染症における経過と対応例 実際の新型コロナウイルス感染症にかかる経過と対応を整理。
第4章	新型コロナウイルス感染症における対応事例 感染症対応における重要事項に関し、具体的事例を整理し各事項対応の考え方を提示（海外発生期：感染症対応組織の設立などの初動対応及び課題となる駐在員の対応等。国内発生期：感染予防対策に関する個別の取組みや工事の継続・停止の判断、作業所における対応等。社内感染者発生時：保健所との連携等の初動対応等）。

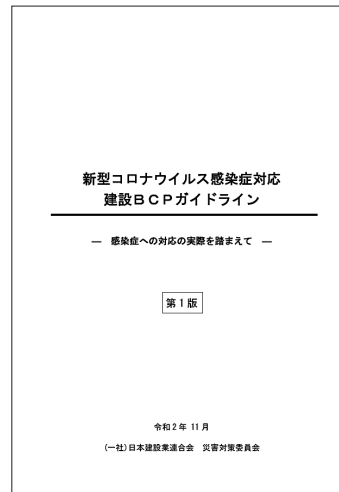


図1 新型コロナウイルス感染症対応建設BCPガイドライン表紙

4 建設業者への影響について

建設業を取りまく状況、影響がBCP策定の鍵になります。このため、ガイドラインとは直接関係しませんが、当初、建設業への影響がどのように認識されたのか、また緊急事態宣言後どうであったかを示します。

(1) 国内感染初期

日建連では2020年2月中旬に、影響、課題の把握のため、当初影響の大きかった中国など海外の状況、社内・現場の感染予防の措置、感染拡大による今後の懸念等について、アンケート調査を行いました。その結果は以下のとおりです。

① 渡航関係、海外現場での対応等

- ・中国本土への渡航禁止を指示
- ・中国本土への渡航履歴の調査を指示
- ・感染国からの来訪者・労働者の現場入場規制
- ・北京市政府の指示により在宅勤務を実施
- ・ベトナム政府から地鎮祭、竣工式など人が集まる催しの自粛要請
- ・中国駐在社員の全員帰国
- ・海外拠点と緊急連絡体制を構築・状況を日々確認
- ・現地では大使館等と情報共有し危機管理を実施などが行われていました。

②感染拡大による今後への懸念など

- ・国内外の作業所における中国産資材の納品遅れが発生し、一部で工期に影響
 - ・現場で感染者が出た場合、工事の中断等による工事進捗への影響を懸念
 - ・当初中国からの輸入資材への影響を懸念したが、この時点では在庫十分であった
 - ・マスクの流通が滞ると、簡易マスク着用作業への影響を懸念
 - ・中国での製作物、資材に関連して製作工場の再開日不確定・輸送制限等による入荷日の不確定などが不安要素
 - ・製造業を始めとして、事業計画の延期など投資意欲の低下、国内外経済への影響による景気の冷え込みからくる設備投資の延期、中止などを懸念。また、感染拡大による業務及び現場施工の遅延または一時停止も懸念
 - ・感染症予防対策に必要なマスクやアルコール消毒液の追加入手が困難な状況が続き、事態が長期化した場合には予防措置に影響が出ることを懸念
- などが示されました。

(2) 4月以降の建設業への影響について

国土交通省では、建設業を含め、所管の関係業界の影響を把握するため、調査を実施し公表しています。これによれば住宅資材の遅れ、工事一時中止は、緊急事態が宣言された4月がピークでした。受託資材の遅れについては、回答のあった会社のうち、51%が発生していると回答しました。

工事の一時中止については、手持ち工事のうち、一時中止の割合が20%を超えた会社は10%でした。ただ、このあと、それぞれの割合は急速に減少していきます。また、日建連で行った調査で

は、4月調査においては、回答のあった会社の現場数のうち、一時中止に踏み切ったのは12.4%と、緊急事態宣言下でありゴールデンウィークの休暇予定の前倒しなどから多くなっていましたが、その後は急激に減少しました(表2)。

5 ガイドラインの活用にあたって

このガイドラインは、建設会社が感染症BCPを策定する際に参考とするものになります。

感染症にも多くの種類・特徴がありますが、新型コロナウイルス感染症のリスクは、大規模震災等の自然災害とは異なり、影響が世界全体に及び海外との人流・物流が制約されること、経営資源が一時的に極端に逼迫するのではなく、長期にわたり減少することにあります。

このため、感染予防と感染者発生後の対応・感染拡大防止を組織的に適切に行うこと、海外依存いわゆるサプライチェーン対策等への対応が重要になります。現在、再拡大の中にありますが、事業活動を円滑に行うために参考にさせていただきたいと思います。

また、今後、社会は感染症に対して敏感になることが想定されます。新たな感染症も懸念されており、その時の対応も必要です。

感染症に対する社会の風潮は大きく揺れ動き、社会生活はこれに翻弄されることが今回の経験でもあります。企業は社会の中で事業活動を行うため、このような社会の動向を想定しながら事業を継続していく必要があります。

このことから、今回の対応の記録を、新たな感染症発生時に見ることができるようまとめてありますので、将来のためにご活用いただきたいと思います。

表2 新型コロナウイルス感染症に伴う建設産業への影響

	2020年 4月調査	5月調査	6月調査	7月調査	8月調査	9月調査	11月調査	2021年 1月調査
住宅資材の遅れが発生している者の割合	51%	47%	16%	14%	4%	4%	3%	5%
工事一時中止の割合が20%以上の者の割合	10%	6%	4%	3%	1%	1%	2%	1%

(注) 10月・12月については国土交通省による調査なし。

出所：国土交通省の調査を日建連災害対策委員会事務局が表に調整